

「京都衛生管理者会」規定

第1条 名称

本会は、「京都衛生管理者会」と称する。

第2条 事業主体

本会の運営・管理は、京都産業保健連絡協議会と第10条により選任された幹事会が共同して行う。

第3条 目的

本会は、京都労働局管下の事業場における衛生管理者等労働衛生管理スタッフの組織化を図り、本会に入会した者に対し、職場環境や作業方法の改善による職業性疾病の予防と健康の確保をはじめ、近年、特に対策の求められている「心とからだ」の両面にわたる総合的な健康の保持・増進対策など、ますます高度化、複雑化している衛生管理者等の任務の適切な遂行を図るため、労働衛生を中心とした各種の情報の提供、相互の連携、自己研鑽の支援等を行うことにより、衛生管理者制度の発展と事業場における労働衛生管理水準の向上を目指すことを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働衛生に関する関係法令、医学的・科学的な各種の情報等の提供
- (2) 会員の要望等を踏まえ、衛生管理者等の能力向上のための各種研修会、研究会、見学会等の開催
- (3) 会員の質問や情報提供依頼などへの対応と会員相互の連携・交流への支援
- (4) 「京都安全衛生大会」など京都における労働者の健康確保・増進のための取り組みへの支援
- (5) その他、本会の目的に添った活動

第5条 会員

本会の会員は以下に該当する者で入会を希望し、承認された者

- (1) 労働安全衛生法に基づき事業場で衛生管理者に選任された者
- (2) 事業場において衛生管理者に選任されていないが、衛生管理者の資格を有する者
- (3) 衛生管理者の資格は有しないが、保健師・看護師・安全衛生推進者など事業場において衛生管理業務に携わる者

第6条 会員証及び会員登録

本会は、入会時に会員に対し「会員証」を交付し、会員としての名簿登録を行うものとする。

第7条 衛生管理者手帳

本会は、会員に対し「衛生管理者手帳」又は「衛生管理スタッフ手帳」を交付するものとする。

なお、同手帳は、前条の会員証と一体となったものとする。

同手帳において、基礎研修Ⅰ（12時間）、基礎研修Ⅱ（13時間）を修了した者は、労働安全衛生第19条の2に定める厚生労働大臣が示した指針に基づく「能力向上教育」を修了した証とする。

第8条 会費

本会は、入会金として会員登録、会員証及び衛生管理者手帳の交付に際し、当該費用を含め1000円を徴収し、定例会費は徴収しないものとする。

なお、研修会等の事業において必要な経費は、参加者からその都度必要な額を徴収するものとする。

第9条 手帳の再発行

会員より、「衛生管理者手帳」又は「衛生管理スタッフ手帳」を紛失し、再発行の依頼があった場合には、手帳代として500円を徴収するものとする。

第10条 幹事会

- (1) 本会の円滑な運営を図るため、幹事会を設置する。
- (2) 幹事会は代表幹事1名、幹事若干名により構成する。
- (3) 代表幹事は、幹事が互選する。
- (4) 幹事は、協議会が本会の会員の中より委嘱する。
- (5) 幹事の任期は2年とする。

但し、幹事より退任の意思表示がない場合には、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第11条 その他

本会は、全国衛生管理者協議会（中央労働災害防止協会）との連携を図るものとする。

第12条 (1) 本規定は平成15年6月1日より施行する。

(2) 本規定は平成29年8月1日より、一部改正し施行する。